

| | |
|---|---|
| 件名 | 愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例 |
| 主管課 | 都市整備課 |
| 根拠法令等 | 都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年6月18日公布、同年12月17日施行） |
| <p>【改正の概要】</p> <p>都市緑地保全法等の一部を改正する法律により都市公園法の一部が改正されることに伴い、都市公園における監督処分に係る工作物等の保管の手続等を定めるための一部改正</p> <p>1 工作物等の保管の手続</p> <p>公園管理者は、都市計画法等の違反者に対し監督処分を行おうとする場合、その措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、その措置を自ら行うことができる（法第27条第3項）。</p> <p>公園管理者は、の当該措置に係る工作物等を保管しなければならない（法第27条第4項）。</p> <p>公園管理者は、により保管した工作物等の所有者等に対し当該工作物等を返還するため、<u>条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない</u>（法第27条第5項）。</p> <p>公示事項 ・工作物等の名称又は種類、形状及び数量 ・放置されていた場所、除却した日時 ・保管を始めた日時、保管場所 ・その他返還するために必要と認められる事項</p> <p>公示方法 ・14日間、県庁前掲示板その他規則で定める場所に掲示（さらに、特に貴重な工作物等については、県報に掲載） ・保管工作物等を備え付けて関係者に閲覧させる。</p> <p>公園管理者は、<u>条例で定めるところにより評価した当該工作物等の価格に比し、その保管に不相当な費用・手数を要するとき等は、条例で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却代金を保管することができる</u>（法第27条第6項）。</p> <p>評価方法 ・取引の実例価格、使用年数、損耗の程度等を勘案。必要があるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。</p> <p>売却方法 ・競争入札が原則。ただし、入札者がいない工作物等については、随意契約により売却することができる。 ・一般競争入札に付する場合 入札期日の5日前までに工作物等の名称又は種類、形状及び数量を県庁前掲示板への掲示等の公示が必要 ・指名競争入札に付する場合 なるべく3人以上の入札者を指定することが必要 ・随意契約に付する場合 なるべく2人以上の者からの見積書が必要</p> <p>公園管理者は、の評価の価格が著しく低い場合において、買受人がいなく又は買受人がいなくことが明らかであるときは、当該工作物等を廃棄することができる（法第27条第7項）。</p> <p>売却した代金は、費用に当てることができる（法第27条第8項）。</p> <p>除却、保管その他の措置に要した費用は、の措置を命ぜられべき者の負担（法第27条第9項） の公示の日から6月を経過しても工作物等を返還できないときは、所有権は、公園管理者に帰属する（法第27条第10項）。</p> <p>返還手続 工作物（売却代金を含む。）を所有者等に返還するときは、氏名、住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、証明させ、受領書と引換えに返還</p> <p>2 届出義務の創設</p> <p>立体都市公園に係る措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了した場合の知事への届出義務を創設</p> <p>3 法の改正に伴う用語（公園予定地 公園予定区域）、条項移動の規定整備</p> | |
| 施行日 | 公布日 |
| <p>【その他参考事項】</p> <p>都市公園法の一部改正について</p> <p>立体都市公園制度の創設 公園管理者以外の者が公園施設を設置することができる要件を緩和</p> <p>借地公園について、権原が消滅した場合は、都市公園を廃止できることを明確化</p> <p>監督処分に係る手続（略式代執行の目的となった物件に係る保管、売却等の手続）の整備</p> | |